

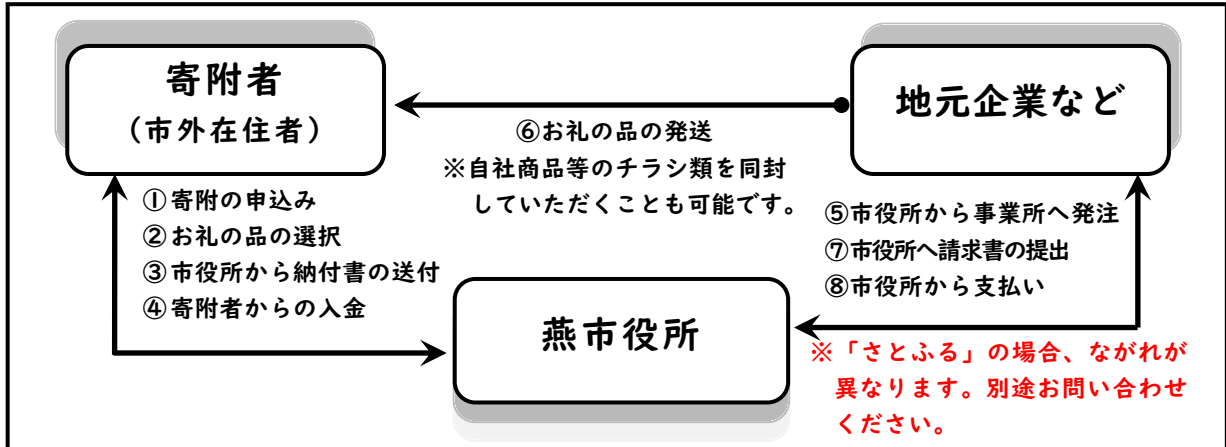


ふるさと燕応援寄附金に係るお礼の品提案募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度に基づき、全国の寄附者に向けて燕市の魅力を発信し知名度の向上とともに、応援人口と交流人口の拡大を図るものです。

2. 事業のながれ



3. 提案事業者の要件(燕市のお礼の品を取り扱う事業者としてふさわしいか?)

- ① 商品の製造に係る主要な工程を燕市内で行っている法人、個人事業主または、その他の団体。
- ② お礼の品の提案については、次の団体のいずれかに属している事業者からの提案であること。

団体名等	提案書類等について
日本金属洋食器工業組合	所属団体に連絡・相談のうえ、所属団体に提出してください。
日本金属ハウスウェア工業組合	
協同組合つばめ物流センター	
燕商工会議所※	市役所に提出してください。
つばめ商工会	
その他、同業者で組織された各種組合、各種協会など	

- ・上記にかかわらず、商品に関する団体が存在しない農産物等の提案は、市役所に直接行ってください。
- ・各団体に所属することにより、燕市のお礼の品としての「品質」を保証し、全国の寄附者へ燕市の名に恥じないお礼の品をお送りする目的があります。

※ 燕商工会議所から提案する場合は、事前に「メイド・イン・ツバメ認証」を取得してください。

- ③ 1年以上継続して事業を営む者であること。
- ④ 納期到来分の市税を滞納していないこと。

- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥お礼の品の配送管理について
市が指定するオンラインシステムを使用して行っていただきます。なお、「さとふる」については別途「さとふる」が指定する方法によりご対応いただく必要があります。
- ⑦お礼の品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)等が生じた場合に適切な対応が可能であり、かつ、事故及びトラブルが生じた際には速やかに、詳細を市役所ふるさと納税担当へ報告することができること。

4. 提案商品の要件(燕市のお礼の品としてふさわしいか?)

(1) 要件

- ①全国に向けて、燕市の技術、観光、食又は文化をPRすることができる商品であること。
- ②寄附者に対するお礼の品としてふさわしい品質を有する商品であること。
- ③商品の製造に係る主要な工程を燕市内で行っていること。
- ④食品及び農産物については、産地が燕市または加工が燕市で行われていること。
- ⑤全国各地に配送が可能な商品であり、食品の場合は、お礼の品到着後、1週間以上の賞味又は消費期限が保証されている商品であること。
(寄附者宅への発送日時等の調整が必要な品については、事業者側で連絡調整を行っていただきます。)
- ⑥商品に関連する法令等を遵守していること。(法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案をしてください。)

・次の団体に所属している事業者は、各団体からの通知(規定)などに基づいて提案してください。詳しくは各団体までお問い合わせください。

【団体名】・日本金属洋食器工業組合	電話：0256-63-5121
・日本金属ハウスウェア工業組合	電話：0256-61-5888
・協同組合つばめ物流センター	電話：0256-63-7660
・燕商工会議所	電話：0256-63-4116

・「メイド・イン・ツバメ認証」の詳細は、燕商工会議所へお問い合わせください。

【団体名】・燕商工会議所 電話：0256-63-4116

・農産物(米)の提案については、別途要件がありますので“別紙1”を参照してください。

(2) 提案内容

I. 掲載サイト

① 「ふるさとチョイス」への掲載について

「ふるさとチョイス」以外の下記4サイトへも掲載されます。在庫設定のある商品については、市で在庫数の調整を行います。なお、**提供価格は同一**となります。

- 1) つばふる (燕市直営サイト)
- 2) セゾンのふるさと納税
- 3) au PAY ふるさと納税
- 4) ふるラボ

② 「さとふる」への掲載について

「ふるさとチョイス」で掲載されたお礼の品は、提案事業者の任意のタイミングで「さとふる」へ掲載することが可能です。なお、「さとふる」へ掲載する場合は、初回に「さとふる」と契約等について直接打ち合わせをして頂きます。

II. 寄附コース (各サイトに掲載される金額)

寄附コースは、基本的に全サイト同額となります。

<提供価格÷30%=寄附コース>

【例1】3,300円÷30%=11,000円

【例2】3,500円÷30%=12,000円

※寄附コースは千円未満切上げ

※寄附コース10,000円以下は計算式が異なります。

III. 提供価格 (市への納入価格)

提供価格は、商品代 (梱包含む) に**消費税を含めた金額**になります。

送料は含みません。送料は市の負担となります。

※**経済状況の急変や災害による影響を除き、年度途中での提供価格の変更はできません。**変更が必要な場合には別途ご相談ください。

<「さとふる」に掲載する場合の提供価格について>

「ふるさとチョイス」での寄附コースに28%を乗じ設定させて頂きます。

※寄附コース15,000円以下は計算式が異なります。

【例】「ふるさとチョイス」での寄附コース20,000円の返礼品の場合
20,000円×28%=5,600円 (税込) が「さとふる」での提供価格

IV. 注意事項

① 提案品目数の上限はありません。

② 同一商品の掲載サイト入替の制限について

例えば、現在「ふるさとチョイス」に掲載している返礼品を取り下げて、同一返礼品を「さとふる」へ掲載するというような掲載サイトの入替は、混乱のもととなりますのでご遠慮ください。

※同一返礼品を複数のサイトへ掲載することは可能です。

③ お礼の品の不具合等の対応に係る費用は、お礼の品提供事業者の負担となります。

(3) 提供可能数

提案年度内に一定数量の提供が可能である商品を提案してください。ただし、次のとおり“例外”を認めます。

- ①農産物等で収穫時期が限られる商品は、申込受付期間及び発送期間を限定することができます。
- ②農産物等で収穫量に限りがある商品、伝統的工艺品等で量産が困難な商品、手作業の工程が多く量産が困難である商品については、数量を限定することができます。
- ③天候により収穫量が大きく異なる農作物等については、提案時は販売実績等に基づいた数量で提案し、実際に収穫時期を迎えた際に正確な提供数を設定することができます。

5. お礼の品の募集と申込み

(1) 応募要件

「3.提案事業者の要件」及び、「4.提案商品の要件」を満たすもの。

(2) 申込み先及び提出物

「3.提案事業者の要件」のとおり、所属団体または燕市役所総務課ふるさと納税係あてに必要な書類またはデータを**ファイル転送サービスによりご提出**ください。受け入れ時の容量の関係により、メールへの添付はご遠慮ください。

提出物	注意事項
①提案書	燕市HPよりダウンロード
②商品の画像	「商品等の画像」の仕様については、P8～9をご参照ください。
③商品発送時の梱包画像	
④お礼の品提案に係る誓約書（原本）	新規の提案事業者のみ ※既に契約書を交わしている事業者は提出不要です。
⑤暴力団排除に関する誓約書（原本）	
⑥提案事業者の事業概要が分かるパンフレット等	

- ・提案事業者は、提案時に提案品の現物をお持ちください。現物については、その場で確認してお返しします。書類審査を経た後、選考委員会による現物審査会時に再度ご準備いただきます。

(3) 受付期間

次のとおり、年2回の募集期間を設けて公募し、書類上の審査及び商品の現物審査を通過した商品に限り、総務省へ許可申請を行います。

総務省からの許可通知に基づきサイトへの掲載を順次開始します。

	申込受付期間	掲載開始日
R6後期分	R6年5月7日（火）～6月3日（月）	R6年10月以降順次
R7前期分	R6年12月（予定）	R7年4月以降順次

※上記期間は予告なく変更される場合があります

※総務省からの許可が下りなかった場合は掲載できません。

6. お礼の品の決定

(1) 採用決定までの流れ

- ①提出された提案書に基づき書類審査を実施。
- ②書類審査を通過した提案品について、有識者等で構成する選考委員会による現物審査を実施。
- ③現物審査を通過した提案品について、総務省へ許可申請を行います。
同時進行で、許可がおりた場合に備え掲載に向けての準備を進めます。
- ④総務省の許可通知に基づき、お礼の品としての採用を決定。

・提案書の書類審査について

燕市役所総務課において、提案書及び写真等の資料を基に事業者及びお礼の品の要件に適合しているかについて、書類上の審査を実施します。書類審査の段階で生じた疑義等は必要に応じて確認させていただきます。なお、この時点でふるさと燕応援寄附金事業の趣旨に合致しないと判断される提案については、提案取下げの依頼をする場合もあります。

・提案品の現物審査について

書類審査を経て選考委員会による現物審査の対象になったものについては、開催日等を通知します。その通知に基づき、指定された場所に提案品を搬入していただきます。なお、飲食物の提案については、試食をご用意いただきます。現物審査に伴い発生する諸費用は、事業所負担となります。

(2) 決定の通知

総務省からの許可通知に基づき『ふるさと燕応援寄附金お礼の品選考結果通知書』により通知します。

7. 寄附コース及び提案金額の変更について

経済状況の急変や災害による影響を除き、年度途中での提供価格の変更はできません。変更が必要な場合には別途ご相談ください。

8. お礼の品の取り下げについて

製造中止等の理由により、掲載取り下げを希望されるお礼の品がある場合は、メールまたは電話で市役所総務課ふるさと納税係までご連絡ください。

9. お礼の品に採用されることにより期待される効果

(1) 事業者名や商品名等が紹介されます。

燕市のホームページやふるさと納税に関する民間WEBサイトで企業情報や商品の画像及び詳細が紹介されます。

また、各種出版者からの依頼に基づき、テレビ・新聞・雑誌・SNS等で紹介される場合もあります。

(2) 販売促進やPRが可能です。

お礼の品の発送時に、自社商品のパンフレット等の同封を許可していま

すので、販売促進やPRが可能です。ただし、パンフレット等の送付については、お礼の品発送時の同封に限り許可するものであるため、個別にダイレクトメールを送るなどの行為は、絶対に行わないでください。

※「さとふる」の場合は、さとふるに確認が必要です。

10. 個人情報の保護

燕市から提供を受けた個人情報を、お礼の品の送付以外の目的で使用することはできません。また、個人情報については、厳重に取り扱うとともに、第三者に漏らしてはなりません。これらはお礼の品提供事業者でなくなった後においても同様です。

11. その他留意していただきたい事項

(1) 請求と支払い

お礼の品提供事業者は、市の指定する「オンラインシステム」から請求書と出荷明細書をダウンロードし、燕市役所総務課へ提出してください。請求書を受理した日から30日以内にお礼の品代金を支払います。なお、請求については毎月行ってください。

例) 10月発送分→翌月11月の上旬を目安に市へ請求書と明細を提出

※「さとふる」経由での発送分については、別途「さとふる」が指定する方法によりご対応いただきます。

(2) 配送業者

お礼の品は、市が運用している「出荷支援サービス」を使って発送していただきますので、市が指定する業者（R5～R7はヤマト運輸）をご利用ください。なお、送料については市が負担します。「出荷支援サービス」のご利用方法は承認後に別途ご案内いたします。

※「出荷支援サービス」について

特徴① 無料でご利用いただけます。

特徴② 発送伝票の作成と出荷管理システムへの入力が不要となります。

特徴③ 市が配送業者（ヤマト運輸株式会社）へ直接送料を支払います。

(3) 承認の取消し

お礼の品提供事業者又はお礼の品について、次のいずれかに該当した場合には承認を取り消します。

①虚偽の内容により承認を受けたとき。

②お礼の品提供事業者の責務の遵守及び誓約内容に反したとき。

③その他市長がお礼の品提供事業者又はお礼の品が燕市ふるさと燕応援寄附金事業にふさわしくないと認めたとき。

(4) その他

①提出された提案書等は返却しません。

②提案書の提出に伴い発生する諸費用（審査会で用意する商品サンプル等）は、事業者で負担してください。

③ふるさと燕応援寄附金事業の実施において、ふるさと燕応援寄附金に係るお礼の品提案募集要領、本要領の内容を遵守するとともに、申込書に記載した内容を協議することなく変更することはできません。

④承認を受けた事業者は、お礼の品の画像データの提供など、市が行う

ふるさと燕応援寄附金事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力をお願いします。

- ⑤保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- ⑥ふるさと納税制度を所管する総務省からの通知により、掲載を中止する場合があります。
- ⑦この要領は随時更新されます。最終更新日時：2024年4月26日

<お問い合わせ先>

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所総務部総務課ふるさと納税係

電話：0256-77-8301、0256-94-7120、0256-94-7110



お礼の品提案に係る提出画像の仕様について

お礼の品提案時にご提出いただいた商品の画像は、「ふるさとチョイス」等の各ポータルサイトにて掲載されますので、以下の例を参考に、商品の特徴や魅力が伝わるものをご用意ください。

※例はサンプルです。レイアウトなどは事業者に一任します。

※撮影や編集等も含め、画像の提出に際し生じた費用はすべて事業者負担となりますので、可能な範囲でご対応ください。

【例】

	1枚目 ※目を引く画像	2枚目 ※返礼品等	3枚目 ※使用シーン等	4枚目 ※梱包等
①				
②				
③			<p>新潟県のほぼ中央 越後平野に位置する燕市は 日本一の大河信濃川の恵みを受けたお米の産地。 気候、土壌、技術が 甘くておいしいお米を 育みます。</p>	<p>農業・化学肥料5割以下に低減 安全・安心</p> <p>新潟県燕市産コシヒカリ 特別栽培米 計8kg (2kg×4袋) お届けします!</p>

既存のお礼の品より引用

<提出画像についてのお願い>

- ・データは **J P E G 形式** でお願いします。
- ・画像は **最大8枚** まで掲載可能です。
- ・データのサイズは **5 MB 以下** でお願いします。
※ふるさとチョイス推奨サイズ：**520px × 323px**
- ・画像のご用意が難しい場合は専門業者に依頼する等の対応をお願いします。
※市では撮影いたしません。
- ・提出する際は **ファイル転送サービス** をご利用ください。
※CD-R 等での提出も可能ですが、提出後 CD-R 等の返却はいたしません。
- ・さとふるの場合は、別途さとふると打ち合わせが必要です。

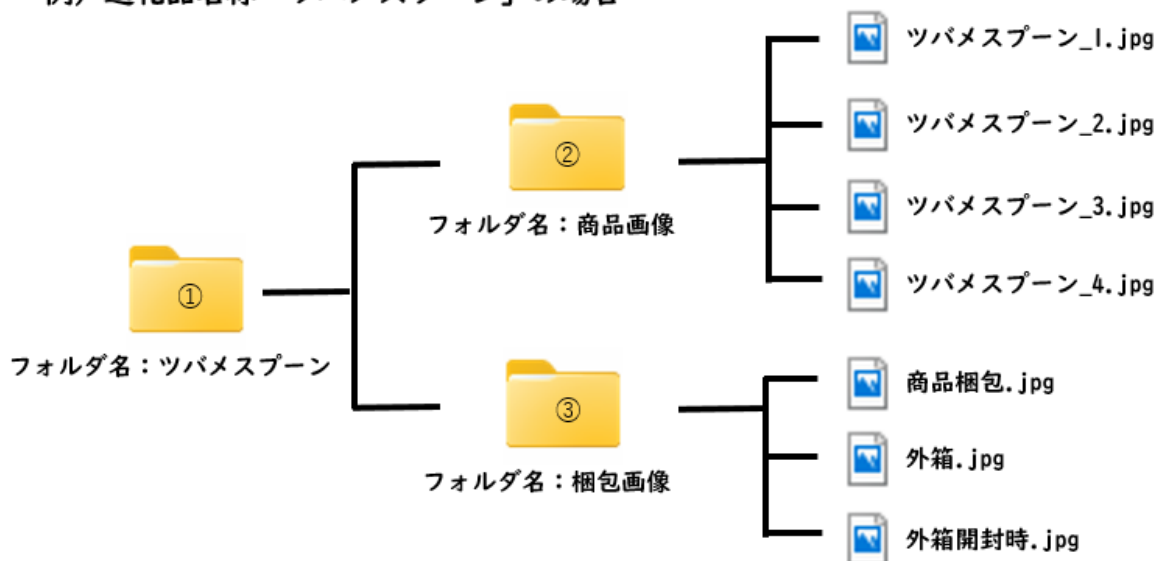
<提出画像のフォルダ名等についてのお願い>

画像を提出いただく際は、フォルダの階層及びフォルダ名、ファイル名を下記ルールに沿ってご提出ください。

- ① 提出する画像は、提案品ごとにフォルダを作成してください。
フォルダ名は「返礼品名称」としてください。
このフォルダの中に、②「商品画像」のフォルダと③「梱包画像」のフォルダを作成し、画像を分けて管理してください。
- ② 「商品画像」のフォルダには商品の画像をスライド順になるようにファイル名をつけ保存してください。
※ファイル名：返礼品名称_1 ←返礼品名称の後の数字はスライドの順番です。
- ④ 「梱包画像」のフォルダには、お礼の品の梱包状態を確認するため、下記3点の画像を入れてください。
 - 1) 包装された商品の画像
 - 2) 発送時の外箱の画像
 - 3) 外箱を開封した状態の画像

～参考：フォルダの階層～

例) 返礼品名称「ツバメスプーン」の場合



米の提案に係る基準について

ふるさと燕応援寄附金事業は、全国の寄附者に向けて燕市をPRし、応援人口の拡大と交流人口を拡大させることが目的です。

お礼の品は、安心して安全な高品質な品を保証する必要がありますので、以下の条件を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定させていただきます。

なお、農産物を含めた食品類については、個々の好みや見た目など様々な要望や意見が多く寄せられる傾向にありますので、それらの対応についても適切に対応していただく必要があります。

【米に関する基準】 ◎次のいずれにも該当している必要があります。

項 目	条 件
1. 組織化された事業者又は団体であること	一定数量の提供が確保(約束)されている必要があります。 ・複数の生産者で組織された事業者又は団体であること。 提案については、代表者名で提案書を作成し、構成員に関する名簿(様式不問)を添付してください。
2. 環境保全型農業などの国・新潟県の認証を受けていること	安心・安全性を確保した高品質であることを保証する必要があります。 ・産地表示が燕市内であること。 ・燕市産米「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」と同程度の品質※1を満たしていること。 ・国・県の認証を受けていること。 ・検査・検品、適切な保管及び在庫管理の体制が整っていること。
3. 梱包・発送手続き・請求の全て(配送は除く)を行うことが可能であること	梱包から請求までの部分は事業者の責任により行っていただきます。 ・事業者において品物の品質だけでなく、梱包から請求までの一連の作業を事業者の責任において実施できること。
4. 商品に関する各種問い合わせなどの対応が可能であること	商品に関する問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)について適切に対応していただく必要があります。 ・品質、その他寄附者から寄せられる様々な問い合わせについて、事業者の責任において適切に対応できること。
5. JAS法※2等の法令を遵守すること	品質の保証、表示、責任の所在を明確にする必要があります。 ・米の販売等に係る関係法令を遵守していること。

※1 「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」

燕市内で生産された特別栽培五割減減米（特別栽培農産物）以上の品質を有するコシヒカリであり、そのコシヒカリは一等米とし、JAS法表示基準に基づく単一原料米の表示及び特別栽培農産物（農林水産省新ガイドラインによる）表示も併せて行って販売するもの。

※2 JAS法（農林物資の規格化等に関する法律）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行わせ、食品表示法による措置と相まって、一般消費者が選択する際の分かり易さ、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とした法律。